

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------------|
| 1 | 子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大泉町教育委員会は、子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県大泉町教育委員会

公表日

令和5年8月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書 |
| ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給、副食費の徴収免除、施設等利用給付の認定等を行う。(マイナポータルのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) ※町長は、子ども・子育て支援事務を教育委員会に委任している。 |
| ③システムの名称 | 子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検査・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 児童ファイル 世帯ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第68条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第二における情報提供の根拠】 なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】 116の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第59条の2の2 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 教育部 こども課 |
| ②所属長の役職名 | こども課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | こども課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | こども課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年7月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年7月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|---|---|------|-----------|
| 平成28年10月14日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給等を行う。 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給等を行う。 ※1号認定に係る事務については教育委員会庶務課にて補助執行している。 | 事後 | |
| 平成28年10月14日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 | ①部署 社会福祉部 子育て支援課 ②所属長 子育て支援課長 荒田幸江 | ①部署 社会福祉部 子育て支援課、教育委員会 庶務課 ②所属長 子育て支援課長 宮永 健一、庶務課長 青木 篤 | 事後 | |
| 平成29年5月18日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 未制定 | 1. 番号法第9条第1項 別表第一の94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第68条 | 事後 | |
| 平成29年5月18日 | I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】116の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報照会の根拠】未制定 | 1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし ※情報ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】116の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報照会の根拠】第59条の2 | 事後 | |
| 平成29年5月18日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 | ①部署 社会福祉部 子育て支援課、教育委員会 庶務課 ②所属長 子育て支援課長 宮永 健一、庶務課長 青木 篤 | ①部署 社会福祉部 子育て支援課、教育委員会 庶務課 ②所属長 子育て支援課長 宮永 健一、庶務課長 持田 一也 | 事後 | |
| 平成29年5月18日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年5月18日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年4月1日時点 | 平成29年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成29年11月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給等を行う。 ※1号認定に係る事務については教育委員会庶務課にて補助執行している。 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給等を行う。(マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) ※1号認定に係る事務については教育委員会庶務課にて補助執行している。 | 事前 | |
| 平成29年11月13日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー | 子育て支援システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 平成30年4月1日 | 評価実施機関名 | 群馬県大泉町長 | 群馬県大泉町教育委員会 | 事前 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給等を行う。(マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) ※1号認定に係る事務については教育委員会庶務課にて補助執行している。 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給等を行う。(マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) ※町長は、子ども・子育て支援事務を教育委員会に委任している。 | 事前 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長 | ①部署 社会福祉部 子育て支援課、教育委員会 庶務課 ②所属長 子育て支援課長 宮永 健一、庶務課長 持田 一也 | ①部署 教育委員会 こども課 ②所属長 こども課長 岩瀬 光裕 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 子育て支援課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-55-2631 | こども課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 | 事前 | |
| 平成30年4月1日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先 | 子育て支援課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-55-2631 | こども課 〒370-0595 群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号 電話0276-63-3111 | 事前 | |
| 令和1年6月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | こども課長 岩瀬 光裕 | こども課長 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | | 追記 | 事後 | |
| 令和2年10月9日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給等を行う。(マイナポータルのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) ※町長は、子ども・子育て支援事務を教育委員会に委任している。 | 子ども・子育て支援法等の規定に基づき、認定こども園、幼稚園、保育園等への利用申込み情報の管理、支給認定情報の管理、利用者負担の賦課・徴収、給付費の支給、副食費の徴収免除、施設等利用給付の認定等を行う。(マイナポータルのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。) ※町長は、子ども・子育て支援事務を教育委員会に委任している。 | 事後 | |
| 令和2年10月9日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年10月9日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年3月8日 | I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】116の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報照会の根拠】第59条の2 | 1. 番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】116の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報照会の根拠】第59条の2の2 | 事後 | |
| 令和4年3月8日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和4年3月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年3月8日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点 | 令和4年3月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年12月6日 | I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 1. 番号法第19条第8号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】116の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報照会の根拠】第59条の2の2 | 1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条【別表第二における情報提供の根拠】なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 【別表第二における情報照会の根拠】116の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号【情報照会の根拠】第59条の2の2 | 事前 | |
| 令和5年8月1日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和4年3月1日時点 | 令和5年7月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年8月1日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年3月1日時点 | 令和5年7月1日時点 | 事後 | |